

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／2月20日（木）13:00~16:00
- 場所／清水会館

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番（さまざまな人権問題）

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン（家庭内暴力など女性の人権問題）

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番（いじめ・虐待など子どもの人権問題）

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課（吉備庁舎）

電話 22-3291

ファクス 52-3210

周りに手を 差し伸べられる人に

皆さまは誰かに傷つけられたり傷つけてしまったという経験はありますか？

昔ならいじめといえば学校や子どもたちというイメージが強かったですが、現在は学校や子どもに関わらず、日々ニュースでいろいろなケースの問題が取り上げられています。

そして実際面識のない関係ですら、SNSでの誹謗中傷などで相手を追い込むことまでできてしまう世の中です。

いつ誰がこういう立場になってもおかしくない現在に、私は違和感を持っています。

人にはいろいろな個性があつて当たり前、その人の人権を否定して笑っているような人には絶対になつてはいけません。

私自身、対人関係を大切にし、周りの人に手を差し伸べられる人になりたいですし、皆さまにもなっていただきたいです。

人権機関有田川理事 佐々木剛

まちの相談パートナー 人権擁護委員

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。

現在、約1万4000人の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、次のように積極的な活動を行っています。有田川町においても、街頭啓発や各学校への訪問、特設相談所の開設などの活動を行っています。

①人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動。

②人権相談

面談・電話・インターネット・手紙による人権に関する相談への対応

③人権侵害の被害者救済

被害者などからの申告を受けて、法務局職員と協力して調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導きます。

こどもの人権 SOS ミニレター

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題への対応策として、全国の小・中学校の児童・生徒に、「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布しています。

●対象者／全国の小学校・中学校の児童・生徒

●内容／ミニレターを通じて教師や保護者にも相談することができない子どもの悩みを的確に把握し、学校および関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決に当たります。

●実施機関／法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会

●設置場所

- ・地域交流センター（ALEC）
- ・金屋図書館
- ・しみず図書室

